

創業をお考えの方、創業後間もない方へ

～鶴岡市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業をご活用ください～

1. 特定創業支援等事業とは

創業をお考えの方に対する継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識がすべて身につく事業のことを言います（裏面をご覧ください）。

2. 特定創業支援等事業を受けるとこんなメリットが！

メリット1

株式会社や合同会社等を設立する際の登録免許税が半額になります！

税率：資本金の0.7%→0.35%

最低税額：15万円→7.5万円

メリット2

創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例が事業開始6か月前から利用できるようになります！

メリット3

自己資金要件を充足したものとして、日本政策金融公庫の新創業融資制度が利用可能です！

メリット4

日本政策金融公庫の新規開業支援資金の貸付利率が引き下げになります！

(注) メリット1は、創業前または個人事業主として創業後5年未満の場合が対象です。

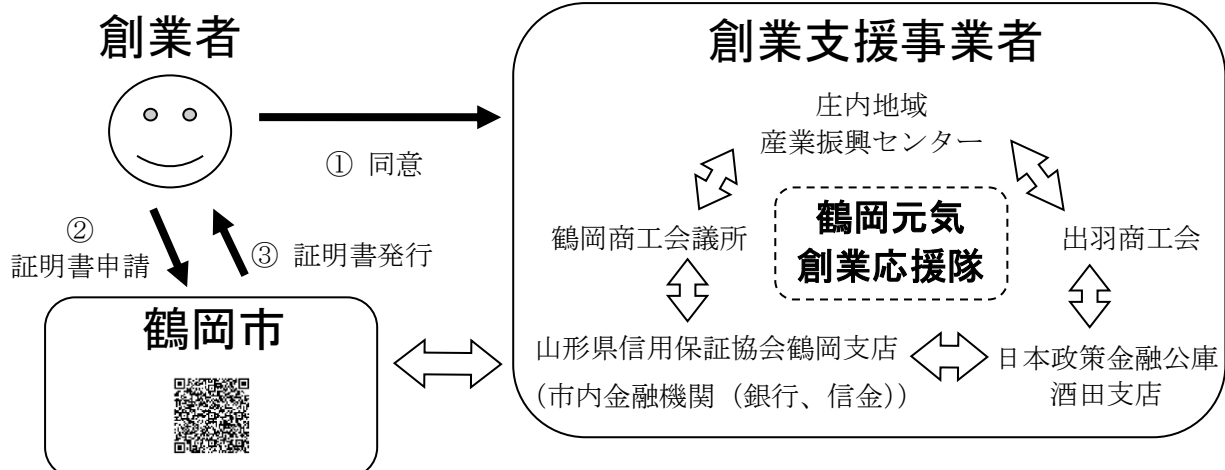
(注) メリット2は、事業開始6か月前から創業後5年未満の方が対象となります。

(注) それぞれ、別途、審査を受ける必要があります。

3. メリットを受けるためには

上記メリットを受けるためには、特定創業支援等事業を受けたことについて、鶴岡市長の証明が必要になります。所定の証明申請書を市（商工課）に提出してください。

市は、支援内容を確認のうえ、証明書を発行します（市及び創業支援事業者間で、具体的な支援内容を共有することに同意していただいた場合に限りです）。



鶴岡市の特定創業支援等事業

特定創業支援等事業	創業支援事業者
創業塾	鶴岡元気創業応援隊
起業家育成施設事業	庄内地域産業振興センター
起業家応援セミナー・ 起業マネジメント講座	庄内地域産業振興センター
鶴岡TMO 空き店舗チャレンジショップ	鶴岡TMO（事務局：鶴岡商工会議所）
若手経営者塾	鶴岡信用金庫（事務局：地域創生課）
創業個別相談・講習	鶴岡元気創業応援隊、市内金融機関（銀行、信金）

特定創業支援等事業を受けたと認められるには…

- ① 1か月以上にわたり、1回1時間以上、計4回以上の支援を受けること
（複数の創業支援事業の組み合わせでも可）。
- ② 経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得すること の2点が必要です。

※経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウとは、次のような内容を言います。

区 分	内 容
経 営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関する事
財 務	財務、会計、経理、税務、資金繰り・資金調達等に関する事
人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事・労務管理、人材育成等に関する事
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関する事

＜お問い合わせ＞

◆ 鶴岡市商工観光部商工課

TEL：0235-25-2111

E-mail：shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

◆ 鶴岡商工会議所

TEL：0235-24-7711

E-mail：mail7711@trcci.or.jp

◆ 日本政策金融公庫 酒田支店

TEL：0234-22-3120

FAX：0234-24-9419

◆ 鶴岡信用金庫 地域創生課

TEL：0235-22-2680

E-mail：s11425019@tsuruoka-shinkin-bank.co.jp

◆ 庄内地域産業振興センター

TEL：0235-23-2200

E-mail：info@shonai-sansin.or.jp

◆ 出羽商工会

TEL：0235-33-2117

E-mail：dewa@shokokai-yamagata.or.jp

◆ 山形県信用保証協会 鶴岡支店

TEL：0235-22-6122

FAX：0235-24-6388

◆ 市内金融機関

庄内銀行 山形銀行

きらやか銀行 鶴岡信用金庫